

●宿泊約款●

当ホテルではお客様に安全かつ快適にご利用いただく為、ホテル約款並びにご利用規則を定めております。

■適用範囲

第1条

1. 当ホテルが宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに係る契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法例又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で、特約で応じたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

■宿泊契約の申し込み

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は事項をホテルに申し出て頂きます。
 - (1) 宿泊者氏名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊代金（原則として当ホテルが定める基本料金に第17条別表第1に基づく）
 - (4) その他ホテルが必要と求める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前事項第2条1.(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとし処理します。

■宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承知した時に成立するものとします。
ただし、当ホテルが承知しなかったことを証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定より宿泊契約が成立した時は、宿泊契約（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただく場合があります。
3. 申込金は、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけなかった場合は、宿泊の契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

■宿泊契約締結の拒否

第4条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の契約がこの契約にあてはならないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊する者が伝染病であると明らかに認められたとき。
 - (5) 宿泊者に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災・設備の故障、その他やむを得ない事情により宿泊させることができないとき。
 - (7) 秋田県旅行業法施行条例六条【※1】の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合。
 - (9) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
 - (10) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (11) 宿泊しようとする者が当ホテル（館）もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。

■宿泊者の契約解除権

第5条

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき理由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合は、第17条別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後7時（到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

■当ホテルの契約解除権

第6条

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は同様の行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病であると認められたとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等の不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、暴力団等反社会勢力であるとき。

- (7) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配するもしくは役員（主要な幹部を含む）を務める法人その他団体またはその関係者であるとき。
 - (8) 当ホテル（館）もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (9) 客室での喫煙、消防設備に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
2. 当ホテルが事前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

■宿泊の登録

第7条

- 1. 宿泊者は宿泊当日、当館フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先
 - (2) 海外からの方にあつては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日
 - (3) 出発日、出発予定時刻
 - (4) その他ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、旅館券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うときは、予め前項の登録時にそれらを提示していただきます。

■客室の利用時間

第8条

- 1. 宿泊客が当ホテルの客室を利用できるのは、午後3時から翌朝10時迄とします。連続して宿泊する場合には、到着日及び、出発日を除き、終日利用することができます。但し、宿泊出発日の変更、客室の満室等で連続して同じ客室を使用できない場合は、宿泊契約は分けて締結し、上記の規定には準じないものとします。
- 2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

チェックイン時間							
時刻	14時	13時	正午	11時	10時	9時	8時
1部屋	¥1,650	¥3,300	¥4,950	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金
チェックアウト時間							
時刻	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
1部屋	¥1,650	¥3,300	¥4,950	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金

※ご予約状況によりご希望に添えない場合がございます。

また、内容が変更になる場合もございますので、予めご了承ください。

■利用規定の順守

第9条

1. 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

■各部門営業時間

第10条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室サービスディレクター等でご案内致します。

- (1) フロントキャッシャー

イ) フロントサービス 22:00

ロ) 門限 24:00

- (2) 飲食サービス

イ) 朝食（併設のレストラン）町家食彩館 2階 「かくのだ亭」にてご提供委託
7:00 ~ 9:00

2. 前項の時間帯は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合は、適当な方法をもってその都度お知らせいたします。

■料金の支払い

第11条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、第17条別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨（日本円）又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

■当ホテルの責任

第12条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客により宿泊に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではない時は、この限りではありません。
2. 当ホテルは万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

■契約した客室の提供ができない時の取扱

第13条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了承を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は違約金相当の補償金を宿泊客に支払い、その賠償料は損害賠償に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰す事由がない時は、補償金を支払いません。

■委託物等の取扱い

第 14 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の賠償が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償しません。但し、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は、当館は 30 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 旅行客が当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた時は、当ホテルはその損害を賠償します。但し、旅行客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

■宿泊客の手荷物又は携帯品の保証

第 15 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限り責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインの際保管場所の案内を受けられるものとします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れた場合において、その所有者が予め当ホテルに対し取扱いの処置を指示した場合を除き規定の期間保管を致します。その所有者から指示がない場合や所有者が判明しない時は、発見日を含め 7 日間保管したのち、最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

■駐車場の責任

第 16 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

■宿泊客の責任

第 17 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。但し、それがホテルの責めにかえすべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

■支配する国語

第 18 条

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

【別 表】

(第 1) 宿泊料金の算定方法 (第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料/朝食料)
	追加料金	(2) 追加、及びその他の利用料
総額	税金	消費税

1. 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。
2. 小学生未満のお子様でベッドを必要としない場合(添い寝)は、宿泊料金はかかりません。
(お子様には、タオルやアメニティもございません。)
3. 朝食は、小学生以上は大人と同じ料金を頂戴いたします。

(第 2) 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

契約申し込 み人数	契約解除の通知を受けた日						
	不 泊	当 日	前 日	2 日前	3 日前	5 日前	7 日前
9 名まで	100%	80%	50%	30%			
10 名～	100%	80%	80%	80%	80%	50%	50%

備考

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分 (初日) の違約金を収受します。

上記宿泊約款第 9 条に定めのあるとおり、その遵守ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又、場合によっては損害をご負担頂くこともございますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

●ご利用規則●

■ 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 灰皿のある場所以外でのご喫煙は固くお断りさせていただきます。
2. 客室には暖房用、炊事用等の火気、加熱物及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめください。
3. その他の火災の原因となるような行為はおやめください。
4. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

■ 安全上お守り頂きたい事項

1. お部屋からの避難経路図は、各客室ドア内側に表示してありますのでご確認ください。
2. ご滞在中のお部屋からお出掛けになられる節には、施錠をご確認ください。
3. ご滞在中特にご就寝中はドアガード・内鍵をおかけください。ご来客があった場合には不用意に開扉なさらず、のぞき窓でご確認ください。万一、不審者と思われる場合はフロントまでご連絡ください。
4. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。ご面会はロビーをご利用ください。又、客室へのご連絡はフロントサービス係にお申し付けください。

■ 貴重品、お預かり品及び遺失物のお取り扱いについて

1. 客室内に金庫（セーフ）をご用意しております。現金、貴重品については各お部屋の金庫をご利用いただくか、事故防止のため、お名前、連絡先を明示してフロントの貴重品預かりにお預けください。但し、金庫をご使用中の安全確認は、お客様個人の責任となります。万一ご使用中に、滅失、紛失などが発生した場合でも、当ホテルでは賠償いたしかねますのでご了承ください。
2. 原則としてお預かりいたしましたお忘れ物・遺失物は特にご指定がない限り、法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

■ お支払いについて

1. 料金は、通貨（日本円）または当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカードによりお支払いいただきます。ただし、ご滞在中、当ホテルからお勘定書の提示がございましたら、その都度ご精算をお願いいたします。
2. 旅行小切手以外のお支払い（通常小切手など）及び両替には応じかねますのでご了承ください。
3. お会計は、ご到着又はフロントよりご請求をさせていただいた際にフロントにてお支払いください。

■ その他お守りいただきたい事項

1. 館内に他のお客様のご迷惑となるようなものをお持込みにならないでください。
 - (1) 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般（但し盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません）
 - (2) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
 - (3) 悪臭および強い匂いを発する物
 - (4) 許可証のない鉄砲・刀剣類
 - (5) 著しく多量のお荷物及び物販
 - (6) その他法令で所持を禁じられているもの
2. 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はおやめください。
3. 当ホテルの許可なく、客室、ロビー等を営業行為（展示、広告販売、宣伝販売等）などの他の目的にご使用にならないでください。
4. 館内の設備、備品の現状を著しく変形・変更、用途以外にご使用になることはおやめください。
5. 客室の窓側、廊下又はロビーなどに物品を陳列又は、放置することはご遠慮ください。
6. 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めてください。もしも、流し放しであふれさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意願います。万一、被害が及んだ場合は損害の賠償を請求致します。
7. 未成年の方のみのご宿泊の場合、保護者の許可がないとお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。
8. エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程、お願い致します。
9. 客室内よりお電話をご利用の際は施設使用料が加算されますのでご了承ください。
10. 客室のルームカードキーを紛失された場合は、カードキー再発行料金として、2,000円×消費税を請求致します。

参考

※1 秋田県旅行業法施行条例 第六条 法第五条二号の規定により宿泊を拒むことができる理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

一、宿泊しようとする物が泥酔し又は言動が特に異常であるため、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。

一、宿泊しようとする者が営業者から請求があつたにもかかわらず、宿泊名簿に記載すべき事項を告げないこと。

●個人情報保護方針●

1. 基本姿勢

株式会社町家ホテル（以下「当社」といいます）では、お客様のプライバシーならびに個人情報（以下、総称して「個人情報」という）を保護することが、当社の事業活動の基盤であると同時に、当社の社会的責務であると認識しております。当社は、上記の認識の元、責任をもってお客様の個人情報を保護するため、個人情報保護に関し以下の通り定め、社内体制の構築、施策の実施・維持、それらの継続的な改善を行います。当社は、これらの活動を通じて、個人情報に関する法令及び社内規定等を遵守し、お客様の信頼にお応えします。

2. 個人情報の取得について

当社は、当社サービスをご利用するにあたり、当社のお客さまから「氏名」「住所」「ご連絡先」等の個人情報を取得させて頂く場合がございます。お客さまからの個人情報を取得するにあたっては、お客さまに取得の目的および利用範囲を明示し、必要な範囲で個人情報を取得させて頂きます。これらの情報は当ホテルのデータベースに登録されております。

1. ご本人から直接取得
電話、書面、名刺、口頭、インターネット等
2. ご本人から正当な権限を授受された方から取得
利用申し込み者、紹介者、旅行斡旋事業者、パッケージ商品等の受付事業者等
3. 公表されているものから取得
新聞、インターネット、電話帳、発行物及びその他書類等

3. 個人情報の利用目的について

当社は、当社がお客さまの個人情報を利用するにあたっては、取得時点で明示いたしました利用目的の範囲内でのみ利用することとし、個人情報を目的以外および範囲を超えての利用は一切いたしません。

4. 個人情報の第三者への提供および共同利用について

当社は、以下の場合を除き、お客さまの個人情報をお客さまのご承諾なく第三者に提供・開示または共同利用をいたしません。

1. 法令等に基づく場合。
2. 特段の事情により、行政官庁等に協力する場合。
3. 正当な利用の範囲内で、当社が業務委託先に委託する場合。

当社がお預かりした個人情報の全部または一部を、第三者へ提供あるいは共同利用するときは、提供先、共同利用先の選定に配慮するとともに、当社と同様法令等に従って、適正な管理を行うよう、第三者に要請いたします。

5. 個人情報の安全管理などについて

1. 当社は、従業員に対し個人情報保護についての教育を行い、その内容を周知徹底させることにより、個人情報の保護に努めております。
2. 当社は、お客さまの個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩等に対する予防措置および安全対策に努めます。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

当社は、お客さま本人が自己の個人情報について開示、訂正、利用停止、消去等を求める権利を有していることを認め、これらの要求ある場合には、当社の定めた手続後、異議なく速やかに対応します。

7. お問い合わせ、ご意見などの窓口

当社の個人情報の取扱いにつきましてご意見、ご質問がございましたら下記へお問い合わせください。

個人情報の取り扱い責任者 代表取締役 佐藤 永 / 支配人 菊田 茂
苦情・相談窓口担当者 代表取締役 佐藤 永 / 支配人 菊田 茂

〒014-0322

秋田県仙北市角館町七日町1番地1

株式会社 町家ホテル

代表取締役 佐藤 永

電話：0187-55-2001 FAX：0187-55-2221

E-mail：info@machiyahotel.jp

◆ 同文の書面はフロントデスクに常備されております。